

千葉県地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 議事運営要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱第6条の規定に基づき、千葉県地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の参集)

第2条 部会開催の招集通知を受けた委員は、指定された日時及び場所に参集するものとする。

2 委員は会議の当日参集することができないとき、又は開会時間に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ届け出なければならない。

(書面開催)

第3条 部会長は必要と認めるときに、書面により会議を開催しその結果をもって部会の議決に代えることができる。

(関係者の出席)

第4条 部会長は部会に諮る必要があると認められるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員の退席)

第5条 委員は会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて部会長の承認を受けなければならない。

(会議及び議事録の公開)

第6条 会議及び議事録は、原則公開とする。

ただし、会議において不開示情報に相当する情報がある場合については、出席委員全員による承認を経て、一部またはその全部を非公開にすることができる。また、議事録においては、不開示情報の不開示期間を含め、部会長による確認の後、一部または全部を公開する。

(発言)

第7条 発言しようとする委員は、部会長の許可を受けなければならない。

(議事の整理)

第8条 部会長は会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。

2 部会長は議事を整理するため必要があると認めたときは、委員の発言や議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決の宣言)

第9条 部会長は採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第10条 部会の議事は全員賛成を目指した協議を実施することとし、出席した委員及び臨時委員の過半数で決することとする。なお、同数のときは、部会長の決するところによる。

(議事録の作成等)

第11条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の開閉に関する事項及び日時

- (2) 委員の出席に関する事項及び氏名
- (3) 議事に関与した市職員の職氏名
- (4) 会議に付した議題名及び、その採決等に関する事項
- (5) 議事の内容、その他部会長が必要と認めた事項

2 議事録は、事務局が作成した議事録案を出席委員が確認し、部会長が承認することにより確定するものとする。

(事務局)

第12条 事務局を都市局都市部交通政策課に置く。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って定める。

附則

この要領は、令和4年10月12日から適用する。